

三石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

三石委員長

初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。
以上、意見書案 5 件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. 南海トラフ地震発生時における報道機関の会議室使用について

三石委員長

次に、11 ページの資料 2、南海トラフ地震発生時における報道機関の会議室使用についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

林総務課長

11 ページの資料 2 をごらん願う。
県政記者クラブから議長に、南海トラフ地震が発生し報道陣が県庁に殺到した場合、本庁の県政記者室だけでは不足するため、議会の用務に支障のない範囲で、議会棟の一部をお貸し願いたいとの相談があった。本県の被災状況を県外に発信していくことは、県外からの支援を受けるためにも重要であることから、議会としても協力していくこととなった。

議会の使用を優先する必要があることから、非常用コンセントの数が多く、LAN の端子もある第 4 委員会室は議会で専ら使用することとし、非常用電源が稼働中の場合は第 3 委員会室を、全ての電源が喪失している場合及び全ての電源が復旧している場合は、どの部屋でも同じ条件であるため、少し離れた第 1 委員会室を貸し出す案としている。議会として第 1 委員会室等の貸し出した部屋を使用する必要性が生じた場合には、報道機関の使用を中止していただくこととしている。

議会と報道機関との連絡調整は、総務部広報広聴課が行い、議会においては電源やネットワーク環境など新たな整備は行わないこととしている。

この案をお認めいただけたら、広報広聴課が実施する本庁県政記者室の非常用コンセント増設工事の項目なども含めて、議会、執行部、県政記者クラブの 3 者で 12 ページ以降の協定を締結したいと考えている。

H29. 10. 4 議会運営委員会

お手元の資料に基づき、協定の内容について、若干説明する。

第1条は、報道機関が最新の災害情報を円滑に発信するための環境整備を行い、県内の応急対策及び県外からの応援の受け入れに資することを目的に3者で協定を締結することを規定している。第2条は、南海トラフ地震発生時、県政記者クラブに対して県への報道の協力を規定している。第3条は、報道機関等の通信手段の確保について規定している。第4条は、南海トラフ地震が発生した場合、県庁内の県政記者室でスペース的に不足する場合に、議会棟の施設の一部を使用させることを規定している。第5条は、第4条に基づき報道機関に使用を承諾した後も議会として使用する場合には、報道機関による使用を中止していただくことを規定している。第6条は、使用する器具について3者で協議することを規定している。第7条は、あらかじめ定めた使用期間前に使用を終了する場合について規定している。第8条は、第4条から第7条の議会と報道機関との連絡調整、対応窓口は、広報広聴課が行うことを規定している。第9条から第12条までは、執行部の行う非常用コンセントの工事等が規定されている。第13条は、協定書に疑義のあった場合の取り扱いを定めている。

この協定は、県知事、議長、県政記者クラブの3者で締結する内容となっている。私からの説明は以上である。

三石委員長

何か、質問、御意見はないか。

坂本(孝)委員

第10条の費用負担で、丙が642千円を負担するとなっているが、その算出の根拠は。

林総務課長

業者の見積もりである。内容は、非常用コンセントを現在の1つから8つに追加する工事ということで、その費用を県政記者クラブに加盟する14社で分担するというものである。

三石委員長

ほかにないか。

西森委員

第5条の使用の制限について、承諾を得た場合であっても、議会として使うときには出してもらうということだが、これは議会側が決めることだと思うが、議会が必要になるという判断はどのようにするのか。協定とは別に何かつくるのか。

林総務課長

基本的に委員会の開催の判断は委員長にさせていただく。委員長が委員会を開くという判断をした場合には、議長から広報広聴課を通じてマスコミに対して期限までに立ち退きをとという話をさせていただくことを考えている。

三石委員長

委員長の判断だね。

林総務課長

委員会開催の判断は委員長が行うこととなっているが、対外的には議長が契約を結ぶこともあるので、議長が行うものであると考えている。

三石委員長

このことについては、各会派において御協議いただいているが、事務局説明のとおり、本県の被災状況を県外に発信していくことは、県外からの支援を受けるためにも重要であることから、議会の用務に支障のない範囲で委員会室を貸し出すこと

とし、お手元の案により、県、議会及び県政記者クラブの3者で協定を締結することを認めることで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

3. 議員き章の個人購入について

三石委員長 次に、15ページの資料3、議員き章の個人購入についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

林総務課長 15ページの資料3をごらん願う。
議員き章については、現在改選期に14金のを1人1個交付しているところであるが、紛失したり破損したりした場合に備えて、しんちゅう製の価格の安いものを私費で購入したいとの話があった。
四国の他の3県でも、しんちゅう製のものを私費で購入することを認めているようであるので、本県も希望者のみ個人負担で購入する、また事務局で取りまとめて申し込みをすることを認めていただきたいという提案である。
よろしく願います。

三石委員長 何か、質問、御意見はないか。

(なし)

三石委員長 このことについては、各会派において御協議いただいているが、事務局説明のとおり、議員全員ではなく、希望者が対象であり、費用も個人負担ということであるので、しんちゅう製のき章については、必要な範囲で希望する議員が個人負担で購入することとし、事務局が取りまとめて注文することを認めることで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 いつまでに取りまとめるのか。

林総務課長 今、皆様の御都合も踏まえて早めに設定させていただきたいと考えている。時間が短くて申しわけないが、10月12日閉会日までに事務連絡をお回ししたいと考えている。

三石委員長 これは、欲しい人は何個でもいいんだよね。極端に言えばね。

林総務課長 はい。

桑名委員 基本的に紛失したりとか壊れたりした場合という考え方で、スペアが欲しいだけというのはどういう考え方か。1つだけでなく、先ほどのようにいくつとも言われることもある。基本的には壊れたり、なくしたりした場合というのが条件ではなか

- ったか。
- 林総務課長 基本的に先ほど説明したように、紛失したり、壊れたりというのを想定はしているが。
- 桑名委員 それならば、何月何日までに取りまとめてということではなく、随時注文を受けるといことになるのでは。このバッチの重みというか。
- 土森委員 先日の各派代表者会で決まったことは、例えばき章が壊れたりしたときに、もとのものは高いから、安いもので対応させてもらいたいというお願い。いくつでも、ということになれば、議員バッジの値打ちがなくなる。そんなことをしては困る。
- 西森委員 例えば、私も1回、ピンが折れた際に修理をお願いしたが、2,000円ほどだった。その程度でできる。買うまでの必要性があるのか。
- 林総務課長 先ほどの修理の話だが、ピンが壊れた際には2,500円ほどでできる。期間的には修理でも、新しくつくっても1カ月程度かかる。その間、予備は事務局に準備しているが、自分のものが欲しいという議員もおられるかと思い、今回提案した。
必要な範囲で、ということなので、基本的に壊れたり紛失したりという場合に随時申し込みを受けるといことではいかがか。また、頼んでも最低30日はかかるので、よろしく願います。
- 三石委員長 予備として、しんちゅう製のものを注文するというのは、しないということか。
- 林総務課長 はい。
- 三石委員長 壊れたり、紛失したりした場合に注文するということで。予備のために持つといことはしないということ、確認してよろしいか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- 4. その他**
- 三石委員長 最後に、その他で何かないか。
- (なし)
- 三石委員長 それでは、本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月12日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

H29.10.4 議会運営委員会

(異議なし)

三石委員長

それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。